

債権の回収対策はここがポイント！！その1

中国ビジネスリスクの代表格に、債権回収リスクがあげられます。支払うべきものを如何に支払わないでいるか、支払い時期を遅らせるかが経理スタッフの腕の見せ所という中国の風潮の中、少しでも確実に回収できるようにするためには、どのような対策が必要なのか？

今月号では、債権の回収対策のポイントを簡単にご紹介いたします。

1. 取引開始前のポイント

中国で初めての顧客と取引を行う場合には、取引開始前に十分な信用調査を行う必要があります。

(1) 営業許可証・批准証書の取得（相互交換）

設立年月日（存続期間の長さチェック）、経営範囲（取引契約内容と経営範囲の整合性チェック）、資本金（投資規模チェック）、投資者（投資本の信用力チェック）

(2) 弁護士による簡易調査

弁護士は工商行政管理局で前年度聯合年次検査報告書を閲覧確認が出来るため、取引先企業の総資本・総負債・自己資本・前年度利益等を確認してもらう。

また、税務局で取引先企業の各種税金の納税状況を調査することもできます。

(3) 現況調査（会社訪問調査）

上記(1)(必要に応じ(2))の調査が終了した後、取引開始前に取引先を訪問し会社の現況調査を行う。

訪問時に確認するチェックポイントとして、

会社社内の整理整頓状況と清潔度合い、受付や応対者の接客対応マナー、工場建物の状況や立地状況、機械設備の状況（新旧の程度や自社所有かリースか？）、会社管理者との面談により会社理念や会社運営方針が明確か？従業員の勤務態度や表情を確認

2. 契約締結時のポイント

(1) 必ず契約書を作成し明文化する。（口約束はトラブルのもと！）

(2) 担保設定状況確認

債権回収を少しでも確実にするため、売買契約書に担保条項を入れるか、別途担保設定契約書を取り交わします。担保設定する場合には、事前に担保設定状況を確認してからどの資産について担保設定するか判断する必要があります。

担保設定状況の調査は、弁護士に依頼して行います。

不動産は不動産管理局、機械設備は工商行政管理局、車両は交通管理局に確認をします。

(3) 担保設定の種類

担保設定にあたりどの方法を用いるかも十分検討する必要があります。

保証人制度：保証人制度を採用する場合には連帯責任保証とします。連帯保証人の信用力調査も重要です。

抵当権設定：取引先の土地・建物・建物付属設備・機械設備・車両・無形固定資産などに抵当権を設定します。抵当権の登記が必要となります。

質権設定：動産や手形・債権・株券・出資持分等に対しては質権を設定します。質権の対象物によっては関連部門での登記が必要となります。

所有権留保契約：売買契約書上、売買代金完済時に所有権を移転するという条項を明記することにより、一定の債権保全機能を果たせます。

手付金：手付金を支払う側が債務履行をしない場合には、支払った手付金の返還請求権は失います。また、手付けを受領した側が債務履行しない場合には、手付金を2倍にして返還しなければなりません。

3. 債権管理体制の強化

中国現地法人の特徴として、部門間の業務連携がうまく出来ないケースが多くあります。

財務部門と営業部門が連携し請求漏れや長期滞留債権が発生しないように、取引開始後は、契約書に定める代金請求・決済方法・決済時期に従い、債権回収がされているか状況を常時確認できる体制を作ることが重要です。

また、売掛債権管理者は、内部牽制の観点から債権回収業務を兼務させないようにした方がよいでしょう。

以上、債権回収対策として、契約前と契約後の管理について簡単にご紹介いたしました。

いかがでしょうか？よくよく見れば当たり前のことではありますが、取引開始前になかなかそこまではできていないな～と感じられた会社はご注意ください。特にローカル企業と取引する場合には事前の対策が非常に重要になります。

備えあれば憂い無しともいいますが、それでも何かが起こるのがここ中国。

次号は、債権回収が遅延している場合の対策についていくつかご紹介していきたいと思います。

(完)